

## 内部統制システムに関する基本方針

当社は、取締役会において、内部統制システム構築の基本方針について、下記のとおり決議しています。

### 1. 当社及び当社子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) ミツカングループは、企業理念の「2つの原点」（「買う身になって まごころこめてよい品を」「脚下照顧に基づく現状否認の実行」）のもと、「やがて、いのちが変わるもの。」を私たちのミッションとして、「ミツカングループコンプライアンスガイドライン」に基づき、ミツカングループの取締役及び従業員一人ひとりが、「遵法・公正・倫理」の観点を持ち、常に「説明責任」を果たせる行動・判断を行い、公正・誠実な事業活動を展開する。
- (2) ミツカングループの取締役は、コンプライアンス経営の実践のため、法令・定款及び各国・地域の倫理基準の遵守を率先垂範して行うとともにコンプライアンス経営の維持・向上に積極的に努める。
- (3) ミツカングループでは、日本エリアに企業倫理担当部門及び法務部門を設け、また、北米及び欧州エリアに法務部門を設け、コンプライアンス体制の整備及び維持・向上を図る。
- (4) 日本エリアでは、公益通報者保護法に対応した内部通報制度運用規程に基づき、ミツカングループの取締役、従業員及びミツカングループにおいて業務に従事する人が利用できる「企業倫理ヘルプホットライン」（内部通報制度）を社内及び社外に設置する。ミツカングループの企業倫理に関する通報・相談・提案を顕名・匿名を問わず受け付け、利用者に不利益がないことを確保する。また、北米及び欧州エリアにも、内部通報窓口を設置し、同様の体制を確保する。
- (5) ミツカングループの取締役は、財務報告を含む報告の信頼性を確保するための内部統制の報告体制を構築し、その有効かつ効率的な運用及び評価を行う。
- (6) 取締役会は、取締役会規程に基づき、業務執行に関する重要事項を決定する。また、取締役会が取締役の職務執行を監督するため、取締役は、その職務執行状況を取締役会に報告するとともに、他の取締役の職務執行を相互に監視し、法令及び定款に違反する行為を未然に防止するよう努める。
- (7) 当社は、取締役の職務執行を各監査役の監査対象とする。
- (8) 当社に執行部門から独立した内部監査部門を設置し、ミツカングループ各社に対する監査を実施する。その結果は、取締役会又は代表取締役に報告されるものとする。

### 2. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 内部統制の担当取締役は、社内的重要文書の保存及び管理について、文書管理に関す

る規程等を必要に応じて見直し、改善を図るものとする。

- (2) 取締役は、株主総会議事録、取締役会議事録、重要な意思決定に関する文書等（電磁的記録を含む）その他取締役の職務の執行に係る重要な情報を法令及び社内規程に従い保存・管理するものとする。
- (3) 取締役及び監査役は、常時、これらの文書等を閲覧できるものとする。
- (4) ミツカングループの取締役は、個人情報を含む情報の保護・保存のみならず、情報の活用による企業価値の向上を目的とする情報セキュリティ体制を構築・推進する。

### 3. 当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) ミツカングループのリスク管理体制の基礎として、リスクマネジメント規程を定め、ミツカングループの存続を揺るがしかねない事故等に対し、経営に与える被害を最小限に食い止めることができる体制、仕組みの構築と、平常時からリスクを洗い出し、その最小化に努める未然防止策の拡充を図る。
- (2) ミツカングループでは、リスクを以下のとおり分類し、定義する。  
①品質保証 ②環境問題 ③人命に関わる事故 ④会社・社員が被る重要犯罪  
⑤自然災害・突発事故 ⑥会社・社員によるコンプライアンス違反  
⑦企業秘密漏洩 ⑧システムダウン ⑨知的財産の侵害、被侵害 ⑩訴訟提起  
⑪マスコミ報道・風評
- (3) 事故等の発生時は、各々の役割・責任に従い、直ちに初動措置をとり、被害を最小限に食い止める。また、事故等発生時の情報伝達、リスク評価方法を定め、必要に応じて、速やかに緊急対策本部を設置・運営する。
- (4) 取締役は、ミツカングループの経営上重要なリスクに対し、グループ CFO の主導のもとリスクを絞り込み、リスク毎にその対応について責任を持つ取締役又は執行役員を選定し、対応について決定・管理する。各エリアの子会社の取締役は、各エリアの CFO の主導のもと、リスクへの対応に取り組み、各エリアの CFO は、そのリスク認識、対応状況、取組みについて、直接又はリスクマネジメント委員会を通じて、取締役に報告する。
- (5) 当社は、ミツカングループ全体のリスクマネジメントが適切に機能しているか取締役会に提言を行い、ミツカングループにおける経営上の重要なリスクに関する議論及び意思決定の質を高めることを目的として、リスクマネジメント委員会を設置し、その目的の実現に適切なメンバーを選定する。
- (6) ミツカングループは、サステナビリティ活動を持続可能な社会の実現への貢献とグループの持続的な成長を目指すうえで重要な課題と捉え、サステナビリティ推進部門を事務局とし、各エリアの経営層が議論を行い、サステナビリティ方針・目標・計画策定及び取り組みを推進する。取締役会で決定したサステナビリティ方針・目標・計画は、当社の各部門や各エリアの子会社と共有し、現場から情報を吸い上げてモニタリング・支援する体制を構築する。

#### 4. 当社及び当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役会は、ミツカングループの経営の基本方針、中期経営計画及び単年度の経営計画を策定し、その進捗状況について、取締役会等において確認する。
- (2) 担当取締役及び担当執行役員は、目標達成の進捗状況および具体的な対応策を、取締役会に報告する。
- (3) ミツカングループの取締役は、業務執行を適切に分担し、権限規程等に基づき、効率的な意思決定を図るものとする。
- (4) ミツカングループ全体に影響を与える重要事項については、ミツカングループのマネジメント上の意思決定機関である会議体において、審議・決定する。対象となる重要事項は、権限規程等に定める。
- (5) 権限規程等で定める決裁機関、決裁者によって決定・決裁された内容は、意思決定に必要な情報・資料とともに、一元管理する。また、必要な範囲で社内に関示することにより、情報の伝達の基盤を確保する。

#### 5. 当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

ミツカングループ各社間の取引は、関係会社間取引規程に基づき、取引条件の決定等に関する適正性を確保し、客観的かつ合理的な内容で行うものとする。

#### 6. 当社子会社の取締役及び使用人の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

- (1) 各エリアの子会社は、自らのエリアの事業に関し、年度計画として定量・定性目標を策定し、当社取締役会等に、その目標達成の進捗状況と具体的な対応策を報告する。
- (2) 各エリアの子会社は、その業務執行の状況について、定期的に、当社取締役会等に報告する。
- (3) ミツカングループの取締役及び従業員は、法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事項を発見した場合、内部通報制度を利用し、又はリスクマネジメント規程に関する手続きに基づき、報告する。
- (4) 各エリアの子会社は、権限規程に基づく一定の事項について、当社の関連部署との協議・報告又は当社の取締役会の承認を得ることが義務付けられるものとする。
- (5) 各エリアの子会社は、当社から権限委譲された事項について、自らのエリア内での責任及び権限の分担を定め、必要な意思決定機関・決裁者を設定のうえ、意思決定する。日本エリアの各子会社では、ワークフローシステムを導入し、議事録や資料等の決裁の履歴を一元管理する。
- (6) 各エリアの子会社は、監査部門・監査担当者を置き、内部監査を実施し、その結果を、適宜、各エリアの CEO 及び当社内部監査部門に報告し、必要に応じた是正措置を講じる。

**7. 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項**

- (1) 監査役からの求めがある場合、ミツカングループの従業員から監査役補助者を任命する。
- (2) 監査役補助者の評価は監査役が行い、監査役補助者の任命、解任、人事異動等の改定については監査役会の同意を得た上で行うこととし、取締役からの独立を確保する。
- (3) 監査役補助者は、監査役の職務を補助するに際し、監査役の指揮命令に従う。

**8. 当社の取締役及び使用人並びに当社子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制**

- (1) 取締役は、監査役が予め指定した事項について、監査役に報告する。主な事項は、以下の通りとする。
  - ・ ミツカングループの存続を揺るがしかねない事故等が発生するおそれがある事実を発見した場合、その事実
  - ・ 監査役の同意を要する法定事項
  - ・ ミツカングループの内部統制システムの整備状況及びその運用状況
- (2) 監査役は、上記事項に限らず、その必要に応じて随時に、ミツカングループの取締役、監査役及び従業員に対し報告を求めることができる。
- (3) ミツカングループの取締役、監査役及び従業員（当該取締役、監査役及び従業員から報告を受けた者を含む）は、ミツカングループの業務の適正を確保するうえで監査役に報告することが適切と判断する事項が生じた場合、監査役に直接報告することができる。
- (4) 監査役は、内部通報制度の運用状況について、年に一度報告を受ける。また、監査役は、必要と認めた場合、直ちに当該運用状況について報告させることができる。

**9. 当社の監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制**

当社は、監査役に報告を行ったことを理由に、その報告者に対して不利益な取扱いを行わないものとし、子会社においてもこれを徹底させる。

**10. 当社の監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項**

当社は、監査役から会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求を受けたときは、社内の規程に基づき速やかに当該費用の支給を行うものとする。また、担当部門は毎期この支給に必要な予算措置を講じるものとする。

**11. その他当社監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制**

- (1) 監査役は、代表取締役及び会計監査人と意見を交換する機会を設けるものとする。
- (2) 監査役は、監査役監査計画を取締役会に共有し、監査の結果を取締役会に報告するものとする。
- (3) 取締役は、監査役の要請に基づき、監査役がミツカングループの各社の会議に出席する機会を確保する等、監査役の監査が実効的に行われるための体制を整備する。